平成２８年（フ）第８０号
山梨県笛吹市一宮町坪井2058番地９
破産者　有限会社ウイン企画
１　決定年月日　平成28年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９３号
山梨県甲府市中央１丁目13番７号
破産者　有限会社塚原企画
１　決定年月日　平成28年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
鳥取県倉吉市福庭町１丁目183番地　蔵本荘15号（旧住所　鳥取県倉吉市八屋197番地２）
破産者　田中　美帆
１　決定年月日　平成28年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第７５０号
札幌市清田区平岡４条２丁目11番２号
破産者　矢部建設株式会社
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８号
埼玉県川口市大字東本郷1794番地の２
破産者　株式会社遠藤工業
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３７０号
埼玉県川口市芝5346－２
破産者　有限会社タムラ建装
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４８１号
さいたま市大宮区三橋２丁目401番地
破産者　株式会社新潟屋ファイブワン
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
千葉県鎌ケ谷市道野辺本町１丁目14番１号
破産者　武田亜矢子
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１１２号
千葉県松戸市常盤平１丁目２番地の15　メゾンパーク常盤平401号
破産者　片岡　礼彰
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１５４号
千葉県野田市花井45番地の３
破産者　竹下　康弘
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２０１号
千葉県流山市江戸川台東３丁目３番地の３　ピーエス三菱江戸川台寮
破産者　岩崎　　弘
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３９０８号
東京都千代田区神田須田町２丁目９番２号
破産者　ソフトメーカ株式会社
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９０９号
東京都千代田区神田須田町２丁目９番２号
破産者　ソフトハウス株式会社
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１３０号
東京都港区虎ノ門５丁目12番13号
破産者　株式会社プロテクション・プラス・ワランティ
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６３６号
大阪市中央区高津１丁目10番15号　シュトラール高津１Ｆ
破産者　有限会社ライフスマイル
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４１４号
大阪市鶴見区今津北５丁目４番12号
破産者　株式会社ライト・スノー
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４２４号
大阪市中央区南新町２丁目３番７号　塚本ビル803号
破産者　株式会社マルショウ
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４２５号
大阪市中央区常盤町２－１－４　コーポ泰山ときわ502号　尼子愛美方、住民票上の住所兵庫県西宮市一里山町11番２－301号
破産者　尼子　義宣
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８０１号
大阪府東大阪市鷹殿町23―15
破産者　株式会社阿部電機製作所
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０１２号
大阪府守口市大久保町３丁目32番25号
破産者　株式会社颯
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９０６号
大阪市浪速区日本橋西２丁目５番11号
破産者　ワイ・シー・トイズ・ラボ株式会社
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１３号
神戸市中央区海岸通９番チャータードビル
破産者　株式会社プレマリエジャポン
１　決定年月日　平成28年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部